

# ファミリーサポートセンターを オープンしました

ファミリーサポートセンターとは、「子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての応援をしたい人（提供会員）」とで構成する、子育ての助け合い活動組織です。

事前に会員登録をしていけば、保育園へのお迎えや、一時預かりなどのサポートが受けられます。随時、依頼会員、提供会員を募



子育てのサポート、よろしくお願いします

集めていますので、登録してください。

## ★サポートの内容

- ① 保育園や幼稚園の保育開始時間まで、また保育時間終了後の子どもの一時預かり
- ② 保育園や幼稚園までの子どもの送迎
- ③ 学童保育終了後や放課後の子どもの一時的預かり
- ④ 子どもが軽い病気などのときの臨時的な子ども預かり
- ⑤ 冠婚葬祭、学校行事、その他の外出時などの子どもの一時預かり

## ★依頼会員募集!

市内在住で、生後6カ月～10歳未満までのお子さんがいる人なら、どなたでも登録できます。

## ★提供会員募集!

性別は問いませんが、保育サポートー養成講座を受講した人で、① 自宅で子どもを預かることがで

きる人、② 子どもの保育に熱意がある人。

会員相互に、個人のプライバシーを守ることを約束します（会員でなくなった後も同様です）ので、安心してご登録ください。

## ☆利用料金の基準

- ・ 月～金曜日（年末年始を除く）  
午前7時～午後7時  
1時間 700円
- ・ 午前7時以前～午後7時以降  
1時間 900円
- ・ 右記以外の場合（土・日・祝日）  
1時間 900円
- ・ 軽度の病児の場合  
1時間 900円

## ☆入会方法

次のものを持って、邑久子育て支援センター内「瀬戸内ファミリーサポートセンター」事務所まで

お越しください。

## ▼持参するもの

- ・ 印鑑（認印可）
- ・ 写真（2寸×3寸）2枚

## ■問い合わせ・申込先

瀬戸内ファミリーサポートセンター事務所  
瀬戸内市邑久町尾張1159-1  
邑久保育園併設邑久子育て支援センター内  
開所時間 平日（月～金曜日）午後1～4時  
☎0869-22-0092  
「5月30日から」



## 児童手当受給者の皆さん 現況届は6月中に手続きを

現在、児童手当を受給している人は、6月中に「児童手当現況届」の提出が必要

です。毎年6月1日の状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためです。

この現況届の提出がなければ、6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

届け出が必要な受給者の皆さんには、5月末日に現況届の用紙を送付しますので、期限内に提出してください。現在所得制限や未請求などで手当を受けておらず、該当すると思われる人

は、お問い合わせください。

## 【提出期限】

▼窓口受付  
6月29日（金）まで。  
平日午前8時30分～午後5時15分、土、日曜日、祝日は、窓口受付をしていません。

## ▼郵送受付

6月30日（土）まで。  
郵送の場合は、子育て支援課に書類が到達した日が、提出年月日となります。記入漏れや添付書類不足などがある場合は、再度提出が必要となります。

## ■問い合わせ先

子育て支援課  
☎0869-26-5947

## 平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

	改正前	改正後
手当月額	第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円	〈0歳以上3歳未満〉 第1・2子 10,000円 第3子以降 10,000円 〈3歳以上〉 第1・2子 5,000円 第3子以降 10,000円
支給対象	12歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（小学校修了前の児童）を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月から5月分の手当については前々年）の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません。	
支払時期	毎年2月・6月・10月	

児童手当法改正により、3歳未満の児童の児童手当額を第1子・第2子について倍増し、出生順位にかかわらず、一律月額1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当額、支給対象年齢や所得制限限度額については、現行どおりで変更はありません。

者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童の児童手当額は、一律月額1万円となりますが、3歳到達後の翌月からは、第1子・第2子の手当額は月額5千円となります。

## ■問い合わせ先

子育て支援課  
☎0869-26-5947

